

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）による地方青少年問題協議会法の一部改正について

1 第3次一括法の制定経緯等

国では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け、枠づけを見直すこととし、地方からの提案に係る事項、通知・届出・報告、公示・公告等及び職員等の資格・定数等を中心に関係法律の改正を、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「第3次一括法」という。）」により行い、同法を基本的には平成26年4月1日から施行することとしている。

2 地方青少年問題協議会法の一部改正

第3次一括法により改正される関係法律の中には「地方青少年問題協議会法」が含まれており、その内容は、同法が規定する委員の資格要件を廃止するものである。なお、第3次一括法による同法の一部改正の施行日は平成26年4月1日である。

3 地方青少年問題協議会法の改正内容

地方青少年問題協議会法一部改正新旧対照表

新	旧
<p>地方青少年問題協議会法 第1条及び第2条 略 第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。</p> <p>以下 略</p>	<p>地方青少年問題協議会法 第1条及び第2条 略 第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。 <u>2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。</u> <u>3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。</u></p> <p>以下 略</p>